

町 長	副町長	課 長	主 幹	担当スタッフ	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書																				
会議区分	会 議 ・打合せ ・協 議	文書番号	65 =304=																	
		決裁期日	平成 29 年 4 月 10 日																	
名 称	第 1 回 入札参加者指名選考委員会																			
日 時	平成 29 年 4 月 7 日 (金) 13 時 00 分から 15 時 50 分																			
場 所	審議室																			
出席者	委員長：副町長 委 員：総務課長、企画商工観光課長、建設水道課帳、会計課長 担当課：なし 事務局：財政管理班主査																			
内 容	<p>◎協議事項</p> <p>1. 指名業者の選考について</p> <p>土木工事施工の町内事業所 1 社が廃業。今後の選考方法について協議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に本社（事業所ではない）をおくものから選考することとする。 ・これまで、B ランクでの指定実績は少ないが施工実績のある町内に本社をおく登録業者を選考に加えることとする。⇒登録 7 社 ・今年度中において、「条件付き事後審査型条件付き一般競争入札」の導入をおこない、入札に参加するものの利便性、参加機会の向上をめざす。 ・土木工事及び建築工事の予定価格 20,000 千円以上、委託業務の 10,000 千円以上については、「条件付き事後審査型条件付き一般競争入札」を適用する。 ・土木工事及び建築工事に係る格付けに対応する工事予定価格について、次のとおり改正する。 <table border="1" data-bbox="454 1641 1066 1944"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>土木/建築</td> <td>土木/建築</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>50,000 千円以上</td> <td>50,000 千円以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td>20,000 千円以上</td> <td>10,000 千円以上</td> </tr> <tr> <td>50,000 千円未満</td> <td>50,000 千円未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>20,000 千円未満</td> <td>10,000 千円未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 低入札価格調査における基準価格の見直し等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の定める調査基準を適用し、町ダмпing防止マニュアルの改正を行うこととした。 ・適用は、平成 29 年 5 月 1 日とする。 				改正後	改正前		土木/建築	土木/建築	A	50,000 千円以上	50,000 千円以上	B	20,000 千円以上	10,000 千円以上	50,000 千円未満	50,000 千円未満	C	20,000 千円未満	10,000 千円未満
	改正後	改正前																		
	土木/建築	土木/建築																		
A	50,000 千円以上	50,000 千円以上																		
B	20,000 千円以上	10,000 千円以上																		
	50,000 千円未満	50,000 千円未満																		
C	20,000 千円未満	10,000 千円未満																		

3. その他

請負工事施工成績評定（競争入札参加資格関係事務取扱要綱）について

- ・本評定基準については長く改定されておらず、国や北海道が行う基準とかい離しており、業者においても評定内容が統一的でないため把握に苦慮しているところである。
- ・早期において評定基準を北海道に準拠したものに改訂を行うこととする。

次回開催は、4月下旬を予定する。